別表（第一条関係）

⑴　地域差の係数（第一条第一号関係）

区　　分	係　　数
１級地	0.060
２級地	0.058
３級地	0.058
４級地	0.057
５級地	0.056
６級地	0.054
７級地	0.053
無級地	0.052

備考　（略）

⑵　地域差の係数（第一条第二号関係）

区　　分	係　　数	区　　分	係　　数
Ⅰの地域10種地	0.018	Ⅱの地域10種地	0.012
Ⅰの地域９種地	0.018	Ⅱの地域９種地	0.012
Ⅰの地域８種地	0.018	Ⅱの地域８種地	0.010
Ⅰの地域７種地	0.015	Ⅱの地域７種地	0.009
Ⅰの地域６種地	0.008	Ⅱの地域６種地	0.008
Ⅰの地域５種地	0.005	Ⅱの地域５種地	0.005
Ⅰの地域４種地	0.000	Ⅱの地域４種地	0.000
Ⅰの地域３種地	0.000	Ⅱの地域３種地	0.000
Ⅰの地域２種地	0.000	Ⅱの地域２種地	0.000
Ⅰの地域１種地	0.000	Ⅱの地域１種地	0.000

備考　（略）

⑶　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行し、令和四年度分の事務費交付金から適用する。

○農林水産省令第十三号

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第四条第一項の規定に基づき、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月十五日

農林水産大臣　野村　哲郎

別表（第一条関係）

⑴　地域差の係数（第一条第一号関係）

区　　分	係　　数
１級地	0.061
２級地	0.059
３級地	0.059
４級地	0.058
５級地	0.057
６級地	0.055
７級地	0.054
無級地	0.053

備考　（略）

⑵　地域差の係数（第一条第二号関係）

区　　分	係　　数	区　　分	係　　数
Ⅰの地域10種地	0.019	Ⅱの地域10種地	0.012
Ⅰの地域９種地	0.019	Ⅱの地域９種地	0.012
Ⅰの地域８種地	0.019	Ⅱの地域８種地	0.010
Ⅰの地域７種地	0.015	Ⅱの地域７種地	0.009
Ⅰの地域６種地	0.009	Ⅱの地域６種地	0.008
Ⅰの地域５種地	0.006	Ⅱの地域５種地	0.006
Ⅰの地域４種地	0.000	Ⅱの地域４種地	0.000
Ⅰの地域３種地	0.000	Ⅱの地域３種地	0.000
Ⅰの地域２種地	0.000	Ⅱの地域２種地	0.000
Ⅰの地域１種地	0.000	Ⅱの地域１種地	0.000

備考　（略）

⑶　（略）